

予備自衛官ハンドブック

令和7年度版



自衛隊静岡地方協力本部
援護課 予備自衛官室

1 ハンドブックの趣旨

本ハンドブックは、予備自衛官として必要な知識及び各種手続等について、関係法令に基づき記述し、予備自衛官の手引きとして活用できるよう作成しました。

2 使用上の注意

本ハンドブックはあくまでも抜粋であり、予備自衛官制度の全てが記載されているわけではありません。また、内容は法令等の改正により、逐次修正されます。

法令名の略語表（便宜的に使用）

略語	法令等名
隊法	自衛隊法
施行令	自衛隊法施行令
任免等訓令	予備自衛官の任免、服務、服装等に関する訓令
任免等達	予備自衛官の任免等細部取扱いに関する達
招集訓令	予備自衛官の招集手続きに関する訓令
招集達	予備自衛官の招集手続きに関する達
防給法	防衛省の職員の給与等に関する法律
防給法施行令	防衛省の職員の給与等に関する法律施行令
情報保証訓令	防衛省の情報保証に関する訓令
情報保証達	陸上自衛隊の情報保証に関する達
情報保証運用達	陸上自衛隊の情報保証に関する達の運用について（通達）
保全達	秘密保全に関する達
永年表彰通達	予備自衛官及び即応予備自衛官の永年勤続者表彰の実施について（通達）

1 はじめに

わが国の予備自衛官制度は、昭和 29 年 7 月 1 日に陸上自衛隊発足と共に創設(海上自衛隊は昭和 45 年、航空自衛隊は昭和 61 年にそれぞれ導入)され、令和 6 年に 70 周年を迎えました。その間、平成 9 年度には即応予備自衛官制度、平成 13 年度には予備自衛官補制度(海上自衛隊についても平成 28 年度に制度導入)(以下 3 つの制度を総称して「**予備自衛官等制度**」と呼びます。)が導入されました。

2 員数等

(1) 予備自衛官員数

陸上：46,000 人、海上：1,100 人、航空：800 人

☞法第66条

(2) 予備自衛官の身分

非常勤の特別職国家公務員

☞任免等訓令第7条

※ 常勤の隊員(自衛官、事務官等)、1 年を超えない範囲内で任期を定め短時間勤務の官職を占める隊員、即応予備自衛官又は予備自衛官補である者は任用できません。任官予定の方は静岡地本予備自班までご一報ください。

3 予備自衛官の処遇

(1) 階級の呼称

☞法第69条の2第1項

指定に係る自衛官の階級名に予備の文字を冠した呼称を用いることができます(例：予備 2 等陸曹)。

(2) 制服の着用

☞法第69条の2第2・3項
任免等訓令第19条の2・3

訓練招集命令を受けて訓練に従事する場合においては、制服を着用しなければなりません。

また、自衛隊の行う儀式、その他公の儀式、自衛隊の行う行事と冠婚葬祭の行事、大臣が特に指定する行事に参加する場合は制服を着用することができます。

4 昇進等

(1) 2 佐以下 1 士以上への昇進は、所定の日数以上の訓練を受け、かつ基準以上の成績を収めた者から選考されます。

☞任免等訓令第10条

(2) 予備自衛官補(技能)から任用される階級については保有する技能、知識の種類及び程度(実務経験等)に応じて指定されます。

☞任免等訓令第7条の2
☞任免等達第5条の2

5 表彰制度

☞ 永年表彰通達

予備自衛官等として勤務した期間に応じて永年勤続の表彰を行います。

表彰権者	表 彰 基 準
防衛大臣	1 予備自衛官等として勤務した期間が30年以上であり、かつ、招集時の勤務成績が良好であること。 2 表彰を受ける年度及び直近2箇年間を連続して訓練招集に出頭していること。
陸上幕僚長	1 予備自衛官等として勤務した期間が20年以上であり、かつ、招集時の勤務成績が良好であること。 2 表彰を受ける年度及び直近2箇年間を連続して訓練招集に出頭していること。
方面総監	予備自衛官等として勤務した期間が10年以上であり、かつ、招集時の勤務成績が良好であること。
地方協力本部長	予備自衛官等として勤務した期間が5年以上であり、かつ、招集時の勤務成績が良好であること。

※ 訓練招集に応じなかった場合等は勤務期間の除算があります。

6 各種手当

手当は課税対象となります。

☞ 防給法第24条の3第2項

☞ 防給法施行令第17条の11

- (1) 予備自衛官手当（←引き上げは令和7年度中を予定）

月額：4,000円

（2、5、8、11月の3ヶ月ごとに支給されます。）

- (2) 訓練招集手当（←引き上げは令和7年度中を予定）

訓練招集期間に応じた期間1日につき、8,100円

☞ 防給法第24条の5

☞ 防給法施行令第17条の14

- (3) 手当の支払いは銀行等金融機関への振込となります。

名義、銀行名、支店名、口座番号などに変更がありましたら静岡地本予備自衛官班までご連絡下さい。

7 予備自衛官の応招区分

- (1) 防衛招集

防衛出動命令が発せられた場合又は事態が緊迫し、防衛出動命令が発せられることが予測される場合において、必要があると認められるとき

☞ 法第70条第1項第1号

☞ 法第76条

- (2) 国民保護等招集

国民の保護のための措置（治安の維持に係るものを除く。）を実施するため部隊等を派遣する場合において、特に必要があると認められるとき

☞ 法第70条第1項第2号

☞ 法第77条の4

- (3) 災害招集

部隊等を救援のため派遣する場合において、特に必要があると認められるとき

☞ 法第70条第1項第3号

☞ 法第83条

- (4) 訓練招集 ☞法第71条
ア 所要の訓練を行うため、各回ごとに招集期間を定めて、訓練招集命令書によって、訓練招集命令を発する。
イ 訓練招集命令を受けた予備自衛官は、指定の日時に、指定の場所に出頭して、訓練招集に応じなければならない。
ウ 招集期間は、1年を通じて20日間をこえないものとする。
- 8 営舎内居住 ☞法第56条
訓練招集中の予備自衛官は、営舎その他の施設内に居住しなければなりません。
- 9 罰 則 ☞法第119条
防衛招集命令を受けた予備自衛官で、正当な理由がなくて指定された日から3日を過ぎてなお指定された場所に出頭しない場合は、3年以下の懲役又は禁固に処する。
- 10 予備自衛官の任免 ☞任免等達第10条
(1) 任用基準数
予備自衛官任用基準数及び予備自衛官継続任用基準数は、毎年度当初又は必要に応じ、その都度示されます。
(2) 採用 ☞法第66条
☞任免等訓令第6条第1項
☞任免等達第5条の2
予備自衛官志願票、自衛官離職者身上書等の資料に基づいて行います。ただし、必要があると認める者については、口述試験をあわせて行います。
(3) 任用期間等 ☞法第68条
ア 任用の日から起算して3年間
イ 最終継続任用は3年を超えない範囲で65歳に達する日の前日まで
(4) 継続任用 ☞任免等訓令第6条第2項
☞任免等達第14条第4項
ア 継続任用志願票、予備自衛官としての人事評価の結果等の資料に基づいて行います。
イ 予備自衛官継続任用志願者に対する健康診断は特に必要と認めるものについてのみ実施し、その他の者は任用期間満了日の1年以内に実施した訓練招集時の健康診断をもって代えるものとする。
- 11 各種届出 ☞法第74条
☞任免等訓令第20条
住所等を変更したときは、すみやかに、その旨を届け出る必要があります。細部は「予備自衛官手帳」をご確認下さい。
(1) 住所変更届 ☞任免等達第7条第2項
(2) 長期休養（心身障害）届
(3) 招集連絡人指定（変更）届
(4) 招集連絡人指定同意書
(5) 死亡（住所不明）届
(6) 欠格事由該当届
(7) 長期不在届（海外に居住含む）
(8) 改氏名届

(9) 在職証明書

提出時期	提出書類	備 考
予備自衛官への任用時	在職証明書（属紙）	予備自衛官等の勤務先、採用年月日、雇用形態、職務内容、業種をそれぞれ証明できる書類がある場合は、在職証明書（属紙）に代えることができる。
民間企業等での職務内容の変更時		
民間企業等への（再）就職時		
民間企業等の退職時	退職を証明できる書類	辞令書等

毎年1回在職証明書又はこれに代えて源泉徴収票の写し等の経歴の確認が取れる書類を提出する必要があります。

在 職 証 明 書			
氏 名			男・女
生年月日	年	月	日
住 所			
採用年月日	年	月	日
退職年月日	年	月	日
雇用形態	正規社員・臨時職員・アルバイト・パート・自営・その他（ ）		
週・月	日	勤務時間	～ 交代制（ 日毎）
※ 雇用形態を○で囲み、特記事項があれば明記してください。			
職務内容	（ ）		
業種	（ ）		
上記のとおりであることを証明します。			
年	月	日	
所在地			
名 称			
代表者			
連絡先担当者氏名			
電話番号			
第6・7項は、特に重要な項目であるので、確実に記入してください。			

(4) 訓練招集命令書の取消し等

㊦ 招集訓令第25条

訓練出頭前の取消し又は変更は地方協力本部長が、訓練出頭後の変更は訓練招集部隊長が実施します。

㊦ 招集訓令第28条

訓練招集命令の**取消し又は変更を認める基準**は、次の各号の一に該当する場合とする。 ㊦ 招集達第34条

ア 施行令第88条第1号各号の一に該当する場合

- (ア) 心身に故障があるとき（回復の見込みがあるもの）
- (イ) 配偶者又は1親等の血族が死亡し、又は負傷若しくは疾病により重態であるとき。
- (ウ) 同居の親族が負傷又は疾病により重態であって、当該予備自衛官以外にその看護をする者がいないとき。
- (エ) 親族が死亡し、又は住居が滅失し、もしくは重大な災害をこうむった場合において、当該予備自衛官以外にその後始末をする者がいないとき。

イ 自衛隊法施行規則第49条第1項第1号から第11号まで及び第13号から第15号までの各号の一又は同規則第49条の2第1項に該当する場合。ただし、訓練期間内において、予備自衛官の任免、服務、服装等に関する訓令第18条に定める休暇を付与することを適当と認める場合を除く。

(ア) 自衛隊法施行規則第49条第1項

- a 選挙権その他公民としての権利を行使する場合
- b 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合
- c 骨髄移植等のための登録の申出、又は提供に伴い必要な検査等の場合
- d 自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合
- e 隊員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等の場合
- f 妊娠中若しくは出産後1年以内の女性予備自衛官が母子保健法に規定する保健指導又は健康診断を受ける場合
- g 妊娠中の女性自衛官が出頭に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合
- h 6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定の女性予備自衛官が申し出た場合
- i 女性予備自衛官が出産した場合
- j 生後1年に達しない子を育てる隊員が、その子の保育のために必要と授乳等を行う場合
- k 予備自衛官の妻の出産に伴い必要と認められる場合
- l 予備自衛官の妻が出産する場合であつて6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでに子を養育するために必要と認められる場合

- m 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する予備自衛官が、その子の看護のため必要と認められる場合
- n 要介護者の世話をを行うため必要と認められる場合
- o 予備自衛官の親族（防衛大臣が定める親族に限る。）が死亡した場合
- p 父母の追悼のための特別な行事の場合
- q 地震、水害、火災その他の災害により、予備自衛官の現居住地が滅失し、又は損傷した場合
- r 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出頭する事が著しく困難である場合
- s 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、予備自衛官が出頭途上における身体の危険を回避することがやむを得ないと認められる場合
- (イ) 自衛隊法施行規則第49条の2
予備自衛官が要介護者の介護を必要とする場合で必要と認められる場合
- ウ 職場の災害及び勤務の都合で勤務を離れがたい場合
- エ 1歳に満たない子を養育する必要がある、配偶者が養育できない場合
- オ その他アからエに準ずる場合で真にやむを得ない場合

訓練招集命令を受けた予備自衛官は、心身の故障その他の事由により訓練招集に応ずることができない場合には、直ちに申出書に市町村長の証明書、医師の診断書その他訓練招集に応ずることができない事由を証明するに足る書面（証明書等）を添えて申し出なければならない。

☞施行令第89条

13 その他

(1) 私有パソコン等の取扱い

私有パソコン（i p a d等のタブレット端末を含む。）を駐屯地等への持ち込みは禁止です。

☞情報保証訓令第44条

☞情報保証達第29条

☞情報保証運用通達第4

(2) 写真等の投稿、SNSの書き込み等について

防衛省以外に記事、論文その他の著作、写真、動画等により自衛隊に関するものを発表する場合は、管理者等（地方協力本部長）の秘密保全上の承認を受ける必要があります。

☞保全達第12条

「部外に対する意見の発表に関する手続の徹底について（通達）

（陸幕総第246号（21. 3. 23））第5項」

予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補については、常勤の自衛隊員とは異なる特殊な性格を踏まえ、招集を受けて現に自衛官となっている者を除き、部外に対する意見の発表に関する広報上の手続の適用を要しないものの自衛隊員としての守秘義務があることから、秘密保全に関する達第12条に基づき、予備自衛官及び予備自衛官補については自衛隊地方協力本部長の承認を、即応予備自衛官については指定部隊の管理者等の承認を受けるものとする。

(3) 応招確認システム

東日本大震災以降、各種の災害発生時において、多くの予備自衛官の方々に災害招集に応じていただき、災害派遣活動に従事して頂いております。その中で、平成28年の熊本地震における即応予備自衛官の災害等招集の教訓を踏まえ、自衛隊法施行令等の改正により、予備自衛官等の方々が招集命令書受領後直ちに出席可能な枠組みが整備されてからは、より迅速な活動開始を期待される状況となりつつあります。

発災当初の通信の混乱・制約がある状況下においても、予備自衛官の皆様の安否及び出席の可否を迅速かつ正確に確認する必要性が増大しているため、発災後直ちに予備自衛官の皆様の安否及び応招の可否を確認できる態勢を整備すべく、「応招確認システム」を導入することとなりました。

応招確認システムの登録要領を記載しておりますので、システムへの登録及び活用をお願い致します。

セコム「安否確認システム登録画面」への接続

- <https://www.e-kakushin.com/login/>に接続し、「ログインページ」をクリック
- 「企業コード」「ユーザーID」「パスワード」を入力し、「ログイン」ボタンをクリック

QRコードをご利用
の場合はこちら

- ① 「ログインページ」ボタンをタップ
- ② 企業コード「87654321」、ユーザーID「各人の認識番号（Gを除く。）」、パスワード「87654321」を入力後「ログインする」ボタンをタップ
- ③ 右上「メニュー」をタップ
- ④ 「アカウント管理」をタップ
- ⑤ 「本人情報」をタップし、パスワードを変更（忘れずに）
- ⑥ 「空メールでアドレスを更新」をタップして空メールを送信



(4) 即 応 予 備 自 衛 官 募 集

応募資格	対象者	自衛官としての勤務期間が1年以上の者（自衛官候補生の期間を含む。）で退職後1年未満の元陸上自衛官又は陸上自衛隊の予備自衛官で採用されている者。かつ採用時にそれぞれの階級に応ずる年齢未満の者。 ※ 予備自衛官補（一般）から予備自衛官に任用された者で所定の教育訓練により基本特技を修得した者を含む。								
	退職時階級	2尉	3尉	准尉	曹長	1曹	2曹	3曹	士長	1士
	採用時の年齢	53歳未満					51歳未満		50歳未満	
採用		○本人の志願に基づき、選考により採用します。 ○採用時に階級、職種、特技及び自衛官となって勤務する部隊が指定されます。 ○採用者には、採用決定次第、本人に採用通知（辞令書の交付）をします。								
身分		非常勤の特別職国家公務員です。								
任用期間		1任期：3年（継続任用も可能です。） 上限年齢：最終継続任用は、2尉～1曹 53歳未満、2曹～3曹 51歳未満、士長～1士 50歳未満								

お気軽にお問合せください

自衛隊静岡地方協力本部 援護課 予備自衛官班

予備自携帯 ~~080-3610-6796~~ ←契約期限が切れました

予備自スマホ 070-7020-3606 ←登録をお願いします

（スマホからの発信は、市ヶ谷局番03-3268-3111になります。万が一この番号から着信があった場合は、予備自携帯に折り返しの連絡をお願いします。）

援護課 PC メール reserve1-sizuoka@pco.mod.go.jp

スマホメール a12m1377@gso.mod.go.jp

予備自衛官の服務

- 1 招集訓練中の居住場所
訓練部隊が指定する営舎その他の施設
- 2 招集訓練中の勤務時間
訓練部隊の日課による。土日は平日どおりの日課
- 3 招集訓練中の居住場所・外出
曹・士は**営舎内に居住**する自衛官と同様
特別外出は訓練部隊の長が認める場合のみ。
- 4 招集訓練中の事故
 - (1) 公務の場合は国が補償
 - (2) 招集期間中の公務外の負傷・疾病は**自衛官診療証**を発行
- 5 変更の都度**必ず提出が必要**な届出（抜粋）
 - (1) **住所変更届**
 - (2) 招集連絡人指定届（同意書）
 - (3) 長期不在届
 - (4) 死亡（所在不明）届
- 6 呼称の乱用禁止
予備自衛官の呼称は**営利目的の利用禁止**
- 7 服装
常備自衛官と同様の着用要領（品目は無料貸与基準に基づく支給）
- 8 敬礼
制服等を着用している間は**礼式に関する訓令に基づき**実施
- 9 その他
 - (1) 招集訓練のため出頭した予備自衛官は、駐屯地**敷地に立入り**した瞬間から予備自衛官（隊員）としての**行動が必要**
入出門時に**警衛勤務者に敬意**を払い、その指示に従う義務
 - (2) 施設機械操作資格保有者は、災害派遣で施設機械操作が可能

予備自衛官の人事管理

- 1 任用基準
 - (1) 自衛官勤務 1 年以上で身体検査合格者
 - (2) 人事評価又は勤務成績が良好で職務に必要な適格性を保有
- 2 階級の指定
退職時の階級（技能公募予備自は保有資格による階級）
- 3 職種の指定
職種及び特技に基づき指定（海・空自、一般公募は普通科）
- 4 **人事評価**
招集訓練中の**訓練、服務、健康**に基づき**訓練部隊が評価**
- 5 **昇進基準**（階級ごと経過年数指定あり）
 - (1) 2 佐～陸士長
直近の**連続した 2 年の人事評価が中位以上で通算 1 5 日以上**の出頭
 - (2) 1 士
直近の**人事評価が中位以上で通算 5 日以上**の出頭

6 免職

- (1) 人事評価又は勤務状況が不良（2回連続不出頭など）
- (2) 心身の故障
- (3) 適格性の欠如
- (4) 職務上の義務違反（各種届出の不届（長期不在等））又は職務怠慢
- (5) 予備自衛官としてふさわしくない行為
- (6) 常勤の自衛官又は即応予備自衛官に任用

7 招集訓練中の休暇

- (1) ケガ・病気
- (2) 選挙の投票
- (3) 裁判所等への出頭
- (4) 災害等による出頭時の遅延

8 永年勤続表彰の条件

勤務期間の算定は不出頭であった期間を除算

表彰区分	防衛大臣	陸上幕僚長	方面総監	地本長
勤務期間	30年	20年	10年	5年
招集時勤務成績	良好	良好	良好	良好
訓練招集参加状況	3年連続	3年連続		

9 顕彰

最終任期を迎える予備自衛官の最終の招集期間の地本行事で伝達
最終任期継続は以下の条件あり。

- ①一般予備自59歳以上
体力検定6級以上（過去2年のうち最新結果）
過去3年の出頭率84%以上（13/15以上）
- ②一般予備自で医師資格保有者は勤務時間週32H
- ③技能（技能公募）予備自
（整備、電気、建設、放射線、週32H勤務の衛生）
①と同様

予備自衛官の招集訓練基準

1 課目（1尉以下）

- (1) 精神教育 2H
- (2) 武器訓練※ 8H（射撃検定・予習）
- (3) 体育訓練※ 4H（体力検定）
- (4) 救急法及び野外衛生、特殊武器防護、野外勤務 10H
- (5) 職務訓練等（駐屯地警備訓練） 16H

※ は優先課目

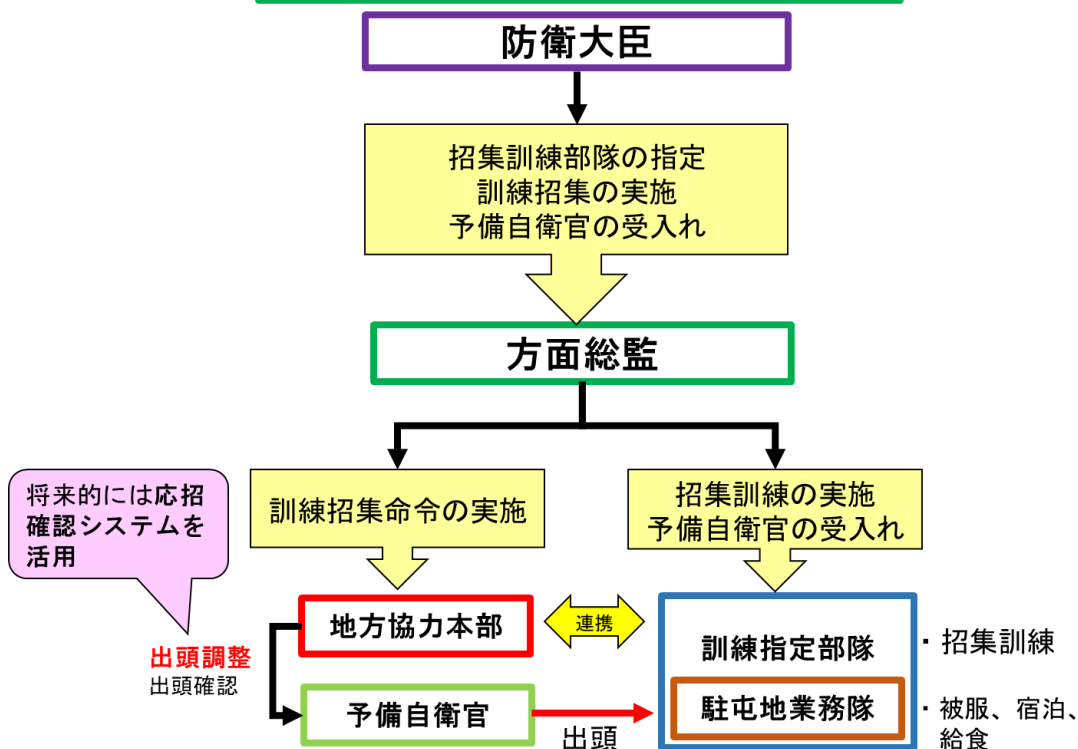
2 体力検定種目

反復横とび、垂直とび、握力、じぐざぐドリブル、体前屈（男性）、1,500m急歩（男性）、1,000m急歩（女性）

招集訓練参加希望の参考

- 1 5日間連続出頭が困難な場合
3日、2日又はその逆の組み合わせで参加可能（分割出頭）
不出頭又は出頭日数不足が確定した場合、予備自衛官手当が期ごとの支給分以降停止となります。
射撃は、前日の射撃予習参加が必須
→一度キャンセルされてからの同訓練への再出頭調整はできません。
- 2 やむを得ず他県・他方面隊の招集訓練に参加したい場合
育児のため実家のある他県で参加したい。
長期に他県出張のため現地で参加したい。（次年度移管手続きも同時に検討します）
静岡の訓練日程に参加調整できない。（東方面内のみ）
×自宅から近い愛知県の訓練に参加したい。（真に必要な理由ではない）
→東方面内であれば調整により参加できる場合があります。
→他方面隊の場合は、真に必要な理由がない場合は認められず、
他方面調整ができ参加可能となった場合、参加取消はできません。
必ず出頭していただきます。その旨を承知して申し出をお願いします。

予備自招集訓練実施の概要



予備自衛官の防衛招集等

